

法政大学専門職大学院教育課程連携協議会規程

規定第1286号
一部改正 2020年2月28日

(目的)

第1条 この規程は法政大学専門職大学院（以下「本専門職大学院」という。）各専攻が本専門職大学院学則第2条の3により設置する教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 協議会は、本専門職大学院の研究科ごとに設置する。

(協議会の構成)

第3条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる5名の委員とする。

- (1) 総長又は本専門職大学院の研究科長が指名する本学教職員 2名
 - (2) 本専門職大学院の各専攻に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者 1名
 - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 1名
 - (4) 本法人の教職員以外の者であって、本専門職大学院の研究科長が必要と認める者 1名
- 2 協議会に議長を置く。議長は前項第1号に定める委員から選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で委員を交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、総長及び研究科長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(会議)

第6条 協議会は議長が招集する。

- 2 協議会は春学期及び秋学期に各1回開催することを定例とする。ただし、議長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(手当)

第7条 第3条第1項第2号から第4号に掲げる構成員については、次のとおり手当を支払う。

協議会1回の出席につき 20,000円（交通費を含む）

(事務)

第8条 協議会の事務は、大学院事務部専門職大学院課が担当する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に則り行う。

付 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2020年2月28日から一部改正し、施行する。

(追53)